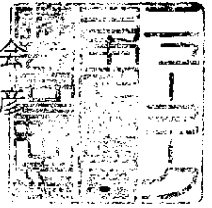


2005年11月11日

ニューヨーク日本人学校
PTA 会長 Emil Jachmann 殿

ニューヨーク日本人教育審議会
会長 坂本 和彦



拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は教育審議会の活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、NY 全日校施設の売却・リースバックに関し、10月21日付の書状で、貴PTAと当審議会は、それぞれの組織の代表者を通じて連絡・協議を続けたいこと、したがって保護者各位のご要望・ご意見は代表者であるPTA 会長にて取りまとめていただくようお願い致しました。

もちろん、PTA のなかには審議会の売却・リースバック案を引き続き承服されていない方も少なくないことはよく承知しておりますが、審議会としても、本年3月、5月、9月と保護者の皆様に対する説明会を開催し、できる限り意を尽くしたご説明を重ね、ご意見・ご要望を伺う機会も設けてまいりました。こうした手順を踏まえ、PTA のご提案・ご要望を含めたあらゆる要素を総合的に検討した結果、9月23日の理事会で、WFHA との売却・リースバック案が現状考え得る最善の策であることを再確認し、契約の早期締結に向け同校との交渉を進めるべしとの結論に至ったことは、既にご報告のとおりです。

加えて、この理事会では、9月28日付の保護者の皆様宛の書状でご報告申し上げているとおり、「説明会などを通じて寄せられた保護者の不安・要望事項は、将来のキャンパス共用に関連するものに限定せず、誠意をもって検討し、妥当・可能と判断されるものは速やかに実現を図っていく」こと、「審議会とPTA・保護者、学校関係者との相互理解・協力、コミュニケーション改善に向け諸施策を講じる」ことも決定しております。

そうしたなかで、11月2日、「PTA 拡大タスクフォース」から保護者の皆様に宛て、「審議会理事に辞任を要求するための投票のお願い」と題する書状が突然配布され、それに基づいて実際に投票も行われるという誠に残念な事態が起こっております。タスクフォース書状の内容は、会長の私および桜井・村瀬両理事の3名の辞任を求めるもので、理由として3名それぞれのこれまでの言動・立場などが相当具体的に書かれております。

PTA のなかでどういう議論が行われ、「PTA 拡大タスクフォース」がなぜ突然こうした極端な行動に出られたのか、審議会としては誠に理解に苦しむものであります。また、理由として述べられている内容にも、曲解、憶測、誤った事実認識に基づく特定個人への中傷が少なからず含まれており、さらに、関連の理事に事実誤認等につき何ら訂正、反論等の機会を与えることなく、一方的に多数の保護者の皆様にタスクフォース書状を直接送りつける等、内容および手続き

の両面において極めて不適切なものであると思われま

理事に関する指摘の中で特に不適切な内容と思われる記述について、以下のとおり、教育審議会としてとりあえずのコメントを申し上げます。

①坂本へのご指摘

教育審議会会長を務めさせていただいている私について、タスクフォース書状では、私が、「三つの約束を反故に」したとのご意見が述べられています。ポイントのみ申し上げれば、私としては、放火事件の扱い、校長先生のご意見の尊重、および PTA の具体的な代案の検討等それらのいずれの点においても、これまで皆様に申し述べてきた趣旨を踏まえ、誠心誠意首尾一貫した対応をさせていただいているものと確信しております。

タスクフォース書状では、更に、私が「二つの影響力の大きな嘘」をついたとのご意見も述べられていますが、そのようなご意見を裏付けるような事実はありません。私の発言を一方的な立場から曲解し、私の名誉を傷つけるような意見を「PTA 拡大タスクフォース」の名前で述べられたことは、PTA 会員の皆様と私との間の信頼関係をいたずらに損ねるものであり、きわめて遺憾、かつ、残念に思います。

②桜井理事へのご指摘

同理事は 5 月 29 日の審議会主催保護者向説明会で差別的言動は控えるように、という趣旨の発言はしましたが、Greenwich Time 紙で引用されたような「多くの日本人学校の父母がユダヤ人差別から校舎売却に反対している」という発言はしておりません。また、同説明会で桜井理事が話した内容について、桜井理事ご自身が相手校及び Greenwich Time 紙には一切話した事はありません。桜井理事を含む教育審議会のメンバーは相手が日本人であれ、ユダヤ人であれ、いかなる人種・民族に対しても差別はあってはならないし、それがもしあれば、排除すべきだと強く信じています。

更に、タスクフォース書状には、同理事自身が社長を務める会社が、本学校売却を通じて利益を得るような記載があります。ビジネスの分野において、WFHA の交渉窓口の方が所属する会社と桜井理事が所属する会社との間にいかなる関係があろうとも、ニューヨーク日本人学校の問題とは一切関係ありません。同理事はニューヨーク日本人学校の案件について、審議会の利益よりも会社の利益を優先するような行為をする方ではありません。

③村瀬理事へのご指摘

タスクフォース書状には、同理事の所属する弁護士事務所の利益と教育審議会の利益が相反するような記述がありますが、同理事は長年にわたって審議会顧問弁護士として、審議会が抱える問題に真摯に献身的に対応して下さっており、同理事ご自身より法律関係につきご助言を頂く場合は常にボランティアとして無報酬でお願いしております。また、「審議会内で起こった全ての法律問題、訴訟問題」を同理事が所属する事務所が独占的に取り扱っているとの記述も、事実と反するものです。これまで教育審議会が直面した法律問題については、案件に応じて他の弁護士事務所に依頼することもあれば、村瀬理事が

所属する事務所の弁護士にお願いする事もあります。村瀬理事が所属する事務所の弁護士に依頼する場合でも当然のことながら他事務所同様、妥当かつ公正な弁護士料をお支払いするようにしております。いずれにせよ、教育審議会の法律問題につき、どの弁護士事務所からリーガルサービスの提供を受けるべきかについては、案件ごとに、審議会として最善の利益が確保されるべく決定を行っているもので、村瀬理事が利益相反の立場にあるとのご指摘は当たらないものと考えます。

桜井理事、村瀬理事についての利益相反に関する記載は特定個人のみならず、同個人が所属する組織の名誉にもかかわることであり、憶測、誤った事実認識に基づく一方的な見解を「PTA 拡大タスクフォース」の名において、PTA 会員の皆様に書状を送付したことは、特に不適切と考えます。

今回の「PTA 拡大タスクフォース」の行動は、相互理解・協力、コミュニケーション改善への努力をないがしろにするものであり、審議会はこれを極めて遺憾な事態と受け止めます。また、このような誹謗中傷を含む手紙を、封筒にも入れず、先生を介して、生徒・児童の目に触れる可能性が有る方法で配布されたことは、教育上の観点から、また常識的に考えて全く不適切な行為といわざるを得ず、良識ある保護者の皆様としても、こうした配布方法に違和感を覚えた方も少なくないのではないかと存じます。本件が貴 PTA 会長の了解の下に行われているのであれば言うに及ばず、仮に貴会長の意思にかかわらずこのような事態が起きているのであれば、貴会長のご指導により、こうした事実誤認や憶測に基づく一方的な個人攻撃、誹謗・中傷は差し止めていただくよう強くお願い致します。

PTA 会員の皆様ご承知のとおり、審議会では、財政改善への抜本策として、他の複数の案とも比較のうえ、この売却・リースバック案に 2003 年秋以降 2 年以上にわたる時間と議論を重ね、慎重・周到に検討・準備を進めてまいりました。当然のことながら、要所要所では審議会理事会への報告・承認、PTA・学校関係者などへのご連絡・ご相談などの手順を踏みつつ進めてきたものであり、会長の独断・専行で事を運んだことは一切ありません。

また、各理事は、個人の立場で一種のボランティア活動として、純粋に学校経営、日本の将来を担う人材の育成のために尽力しているものであり、所属する会社や事業の利益のために審議会を利用するなどの事実は、過去にも、今後も全くあり得ないと断言します。

また、本書簡は、審議会会長(坂本)名で発信致しますが、このような形で PTA 会長宛に申し入れを行うこと、並びにここに記載した内容に関しては、審議会副会長全員を含む執行役員と予め相談し承認を得ていること、つまり審議会執行役員の総意であることを、念のため申し添えます。

敬具

(写) 保護者の皆様